

入札条件 (工事請負用)			
工 事 名 (工事番号)	丹生川上園地 (公衆トイレ) 改修工事 (第 080201 号)		
施 工 期 間	着工の日 (予定) から 令和 9年 3月 19日 まで		
開 札 日 時	令和 8年 8月 4日 午前・ ☒ 午後 4時 00分		
今回の入札は下記の条件により行います。			
1 共 通 事 項 別記事項のほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、奈良県契約規則(昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号)その他の法令、規則などに基づいて行います。			
2 条 件 事 項			
入 札 方 法	投函・ ☒ 郵便・電子	予 定 価 格	入札公告のとおり
入 札 回 数	1 回		
入 札 保 証 金	免 除	最 低 制 限 価 格 (低入札調査基準価格)	入札公告のとおり
契 約 保 証 金	入札公告に記載・奈良県契約規則 第 19 条による		
前 払 金 の 請 求	☒ 可・不可	各 年 度 に お け る 支 払 予 定 額 の 割 合	
議 会 の 議 決	要・ ☒ 不要		
入 札 書 宛 名	☒ 知事・所長		
* 設計図書に対する質問は 令和 8 年 7 月 22 日までに文書にて提出してください。 質問に対する回答は 令和 8 年 7 月 27 日から閲覧に供します。			

受 注 者 名		契約日	年 月 日
		着手日	年 月 日
請 負 代 金 額 (内、消費税相当額及び地方消費税相当額)	円 (円)	完成日	年 月 日
● 契約書類は落札決定後遅滞なく提出してください。			

※ 閲覧後は、本仕様書を必ず自然公園係まで返却してください。
奈良県 景観・自然環境課

1. 入札者心得

- 1 入札室においては、静粛にしなければならない。
- 2 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- 3 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書を提示すること。
また代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
- 4 すでに提出した入札書の引き替え、変更または取り消しは認めない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札に当たっては、他の入札者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書、技術提案書その他奈良県に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならない。また、入札価格の決定及び入札書等の作成は、独自に行わなければならない。
- 7 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。
- 8 電子入札システムによる入札者は、電子証明書（I C カード）を不正に使用してはならない。
- 9 入札者は、談合情報等があった場合には、発注者の事情聴取等に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。
- 10 入札者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
また入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 11 次の各号に該当する入札は、無効又は失格とする。
 - （1）入札書に記名押印を欠く入札（電子入札システムにより提出する場合は押印不要）
 - （2）入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - （3）同一入札者がなした 2 以上の入札
 - （4）入札金額の訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - （5）入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - （6）入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - （7）係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - （8）その他入札条件に違反した入札
- 12 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額である。
- 13 投函入札においては、入札手続き執行途中で入札参加可能者が 3 者未満となったときあるいは入札時に入札参加者が 3 者未満となった場合は、その段階で入札手続きまたは入札を中止する。

2. 建設業退職金共済制度に関すること

落札者は、契約の締結に際しては、建設業退職金共済制度の掛け金を建設業退職金共済組合に納付し、組合発行の発注者用掛け金収納書を提出してください。

また、掛け金を納付した際に得た共済証紙は、対象になる労働者の共済手帳に添付するとともに、工事現場の労働者の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」シールを掲示してください。

3. そ の 他

<お願い>

○県内産品の使用について

工事用に使用する建設資材、物品等は、県内で生産されるものを優先してご購入くださるようお願いいたします。

○県内金融機関の利用について

工事代金の支払いに係る振替先口座については、県内金融機関を優先してご利用くださるようお願いいたします。

<お知らせ>

① 本県においては、平成14年4月より、契約書に「談合等による解除」及び「損害賠償の予定」条項を設け、不正に対して今まで以上に厳正に臨むこととしております。

② 談合等と疑わしい事態が発生した場合には、全入札参加者から事情聴取することがありますのであらかじめご了承ください。

③ 契約締結後、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

（1） 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を言う。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6） 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（7） 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（8） この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

④ 上記③（8）の届出を怠った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。

⑤ 平成19年4月1日付の機構改革等により、契約締結権限の一部が知事から部局長又は各課（室）長に委任されています。ついては、一部の契約について、部局長又は各課（室）長が県の契約名義人になる場合がありますのであらかじめご了承ください。

- ⑥ 平成 27 年 4 月 1 日に奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下「条例」という。）が施行されました。本工事を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。
- （１） 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本工事を適正に履行すること。
- （２） 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
- ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
- イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
- オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- （３） 本工事の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

